

市役所からの お知らせ

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

総務課 ☎ 43-1111
 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

仙北市水道運営審議会から水道料金統一の答申

市では、町村合併からの懸案だった水道料金の統一について、平成23年8月に仙北市水道運営審議会に諮問しており、これまで水道運営審議会でご検討をいただいたところです。

平成24年7月5日に熊谷水道運営審議会委員長より水道料金統一の基本的な考え方について答申されました。今後、答申内容を十分に踏まえ平成25年度を目途に料金統一に向けて具体的に検討していきます。



答申内容

【基本方針について】

- 仙北市統一の水道料金を策定し、地域間格差をなくし、料金設定の透明性と公平性を高めていただきたい。
- 仙北市においても生活様式の多様化が見られ、将来の水の需要見通しについて十分考慮した収支計画を立てていただきたい。
- 観光拠点都市を目指している仙北市であり、観光の入り込み客数が増えるに関連事業者の水道使用料が増大することから、逡増逡減併用制を考慮していただきたい。

※逡増制：使用水量が増えるほど単価が上がる制度で節水の促進に効果。

※逡減制：使用水量が増えるほど単価が下がる制度で利用の促進に効果。



【新料金体系について】

- 現行料金体系は用途別料金と口径別料金とが併存しているが、口径別に統一し公平感をもてる料金体系にしていただきたい。ただし、温泉事業区域や入湯税特別徴収義務者に対しては、用途区分等を設けた料金体系を施すことが必要と考える。
- 共働き世帯や高齢者世帯など使用水量の少ない家庭に配慮した料金の設定にし、使用者の負担を軽減していただきたい。
- 使用水量の大口使用者および仙北市への進出を考えている事業者へも配慮していただきたい。
- コスト（総費用）に見合った料金（総収入）とし、その枠内で水の使用実態をより良く反映した料金体系の策定を目指していただきたい。
- 地域間格差をなくす新料金体制への移行については、料金の大幅な変動を抑えるための緩和措置を導入していただきたい。
- 社会事情の変化や経済情勢を考慮して、5年毎の見直し制度の確立を要望します。

※緩和措置：水道料金の急な変動を抑えるため数年かけて僅かずつ増加および減少させるもの。

●問合せ／企業局 ☎ 54-2388

8月5日、市役所の通常電話が不通になります

仙北市役所では、8月5日（日）に電気設備工事を行います。

当日の工事に伴い、市役所（田沢湖庁舎・角館庁舎・西木庁舎）で、下記の時間帯に通常の電話が不通になりますので、御用がある方は下記の連絡先に電話をしてくださるようお願いいたします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願い申し上げます。

◆電話不通日時／8月5日（日）9:00～16:00
 ◆電話不通時の連絡先／

田沢湖庁舎 ☎ 43-3271
 角館庁舎 ☎ 54-2601
 西木庁舎 ☎ 47-3231

※仙北市ホームページにもアクセスできなくなります。
 ※総合情報センター・学習資料館・イベント交流館はFAX番号53-2701で対応いたします。

●問合せ／管財課 ☎ 43-1114

仙北市安全・安心メールにご登録ください！

- 配信される情報
 - ◆防災情報 ◆安心情報
 - ◆資格子育て情報（未就学児のいるご家庭向けの情報）
 - ◆学校情報（小中高生のいるご家庭向けの情報）
- 空メールで簡単登録！
toroku@anshin.city.semboku.akita.jp へ空メールを送信してください。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。
- 仙北市安全・安心住民情報からも登録できます。
<http://anshin.city.semboku.akita.jp>
- 問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339



8月1日から始まります 仙北市中学生入院医療費助成制度

8月1日から、中学生の入院医療費を助成します。（市単独事業）

なお、中学生には、「医療費受給資格者証」が発行されないため、入院にかかる医療費について、窓口負担が必要ですが、後日、窓口負担分を請求していただくことにより助成が受けられます。

- 助成対象／仙北市在住の中学生（年齢満12歳に達する日以後最初の4月1日から年齢15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
 ※ただし、市の重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度に該当する方および生活保護を受けている方は対象となりません。
- 助成内容／保険診療による入院の医療費の自己負担分（健康保険から支給される高額療養費・家庭療養附加給付金および差額ベット代、食事代等は対象外）が助成されます。
 ※なお、住民税課税世帯については、1医療機関1カ月あたり、1,000円の自己負担があります。
- 申請方法／病院の窓口で一部負担（3割）を支払い後、申請によって助成します。
 申請時には医療機関で発行した領収書等を持参ください。
 ※外来（通院）での診療は助成の対象となりません。
- 申請に必要なもの／
 - ◆健康保険証
 - ◆領収書または医療機関の証明
 ※領収書は、診療を受けた方の氏名、診療総点数、診療月、金額、医療機関の証明印が必要です。
 - ◆印鑑（朱肉使用の認印）
 - ◆振込みをする口座がわかるもの（通帳等）
- 申請場所／市民課、田沢湖・西木地域センター、各出張所
- 問合せ／市民課 ☎ 43-3307

